

とくしま I o T 等推進ネットワーク規約

(名称)

第1条 名称は、「とくしま I o T 等^{*}推進ネットワーク」(以下、「ネットワーク」という。)とする。

※ I o T 等: I o T に関連して技術革新が進む、ビッグデータ解析、AI (人工知能)、ロボット等の技術の総称として用いる。

(目的)

第2条 ネットワークは、I o T 等の技術を積極的に活用し、地域の課題解決や地域経済の活性化、県民サービスの向上などに資する取組みを、産学官が一体となって技術・知見・ニーズを結集し、推進することを目的とする。

(活動)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) I o T 等に関する取組みのシーズ・ニーズのマッチング
- (2) I o T 等に関するセミナー・勉強会等の開催
- (3) I o T 等に関する情報収集及び情報発信
- (4) 会員同士のネットワークづくり
- (5) その他、目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 ネットワークの会員は、前条の活動に賛同する企業(個人事業主を含む)、教育機関、金融機関、経済団体、産業支援団体、特定非営利活動法人、地方自治体、その他組織等をもって構成する。

2 ネットワークに入会を希望する者は、入会届(様式1)を事務局に提出するものとする。

3 会員は、退会届(様式2)を事務局に提出して、任意に退会することができる。

(組織)

第5条 ネットワークに会長1名、副会長1名を置く。

2 会長は、徳島県企画総務部副理事をもって充てる。

3 副会長は、会長が指名する。

4 副会長の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

(会費)

第6条 ネットワークの会費は無料とする。

(事務局)

第7条 ネットワークの事務局を徳島県企画総務部情報政策課内に置く。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、ネットワークの運営に必要な事項は、会長と協議して事務局が定める。

附則

この規約は、平成30年7月18日から施行する。

この規約は、令和元年5月1日から施行する。

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(様式 1)

徳島県企画総務部
情報政策課 宛

(ファクシミリ 088-621-2836)

(メール jouhouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp)

※メールで送信する場合は、以下の項目を入力してください。

とくしま I o T 等推進ネットワーク入会届

令和 年 月 日

とくしま I o T 等推進ネットワークへの入会を希望します。

企業・団体名	
担当部署	
担当者職氏名	
住 所	〒
電話番号	
ファクシミリ番号	
メールアドレス	
ネットワークに期待すること等 ご意見をお聞かせください。	

--	--

- ※事務局と会員との連絡は原則としてメールによるものとします。
- ※企業・団体名は、ホームページに「会員名簿」として掲載します。
- ※記入していただいた情報は、とくしまIOT等推進ネットワークの目的達成のために利用します。
- ※内容に変更があった場合は、事務局までご一報ください。

(様式2)

徳島県企画総務部
情報政策課 宛

(ファクシミリ 088-621-2836)

(メール jouhouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp)

※メールで送信する場合は、以下の項目を入力してください。

とくしま I o T 等推進ネットワーク退会届

令和 年 月 日

とくしま I o T 等推進ネットワークを退会します。

企業・団体名	
担当部署	
担当者職氏名	
退会理由	